



— Pre-Open Reference — Draft Edition

概要書面

OVERVIEW DOCUMENT

Premium Member Registration Guide

DRAFT VERSION

KG202606-02

APRIL 2026

EMARGEN株式会社
東京都中央区銀座4丁目14番15号

ISSUED — 2026.04

DOC. NO. KG202606-02

IMPORTANT NOTICE

本書はドラフト版です

本書はEMARGEN株式会社のプレオープン期間中の、ドラフト版概要書面です。

特定商取引法上の**正式な概要書面は、2026年5月下旬ごろに別途交付**いたします。正式な概要書面をご確認のうえ、プレオープンPM登録申請書でご申請いただいた金額を**決済（お振込）いただくことで正式登録**となります。

～プレミアムメンバー会員登録のご案内～

《概要書面管理番号》

KG202606-02

EMARGEN株式会社は「特定商取引に関する法律」に基づき、商品の販売を行っております。

本書面は「特定商取引に関する法律」に定められた内容が記載されており、当社の取扱商品やビジネスの内容をご理解の上、皆様が安心してご参加いただけるよう作成されたものです。商品のご購入及び会員登録にあたっては本書面をよくお読みになり、ご賛同された方のみご登録いただきますようお願い申し上げます。

当社のビジネスは、当社商品の紹介及び会員の募集と教育を行うことでボーナス収入を取得できるものです。

ビジネス活動をされる方は、本書面に記載される規則を遵守しなければなりません。当社の取扱商品及びビジネスを紹介される際は、相手の方が会員登録する・しないに関わらず、本書面を渡し、記載内容を必ず事前にご説明ください。本書面に記載された内容を遵守されなかった場合は、会員資格の解除やボーナスの返還請求などの措置を講じることがございます。

万一、ご不明な点がございましたら、ご紹介者又はEMARGEN株式会社カスタマーセンターにお問い合わせの上、ご自身の自由意思でご参加くださいますようお願い申し上げます。

1. 会社概要

項目	内容
会社名	EMARGEN株式会社（エマーゼン）
代表取締役	榎 真寿美
所在地	〒104-0061 東京都中央区銀座4丁目14番15号
電話番号	[未定]

項目	内容
E-mail	info@emargen.co.jp
URL	https://emargen.co.jp
設立	2026年3月24日
カスタマーセンター	2026年7月から運営予定

2. 記載用語

本書面に記載されている用語について、以下のように定義します。

用語	定義
当社	EMARGEN株式会社
本ビジネス	当社が行うビジネスプラン
会員	当社に登録した者（個人または法人）。会員種別はPM・FM・AMの3種類
ポジション	PMが保持するバイナリー組織上の位置を示す単位。種別はCP・LPの2種類
PM（プレミアムメンバー）	当社取扱商品の紹介及び会員の募集と教育を行い、ボーナス取得権を有する会員。CP・LPのポジションを保持します
FM（ファンメンバー）	当社取扱商品のご愛用を目的に登録する会員。ポジション種別はなく、1会員が1つの配置単位としてバイナリー上に配置されます。ACT判定・ボーナス取得の対象外です
AM（エージェントメンバー）	PMの上位資格。MGR以上+当社承認で認定。AM価格での購入権及び対面小売販売権を有します。ポジションはPM時のCP・LPを継承します
CP（コアポジション）	PM会員のメインとなるポジション。1会員につき1つ（IDNo.-001）
LP（リンクポジション）	PM会員のビジネス拡張用の追加ポジション。同時アクティブ上限15個（IDNo.-002～）
スポンサー	あなたを紹介した会員
直紹介者	あなたがスポンサーとなり登録した会員
直紹介ACT	当該ポジション（CPまたはLP）を直接のスポンサーとして登録された会員のCPのうち、当月ACT状態にあるCPの数。LP・AM・FMはカウント対象外

用語	定義
プレゼンター	新規会員のCP登録において、事業説明やクロージングを担った会員。登録申請書のプレゼンター欄に記録されます。CP登録時のみ記入対象（LP追加登録時は記入不可）。未記入の場合は空欄として記録され、プレゼンターACTへは反映されません。登録年度の締め前まで、会員本人またはスポンサーからの書面申請による明らかな誤記入の訂正のみ可能です
プレゼンターACT	自身のCPにプレゼンターとして記録されたCP登録者のうち、当月ACT状態にある会員数。MGR以上のタイトル判定に使用します
ACT（アクティブ）	当月において10,000P以上の自己購入がある状態
非ACT（非アクティブ）	当月において10,000P以上の自己購入がない状態
P（ポイント）	商品に設定されたポイントで、売上・ボーナスなどの基準となるもの
グループポイント（グループP）	当該ポジションのバイナリーダウンライン全体の購入ポイント合計
自己購入	当該ポジションの名義で当月に購入した商品のポイント合計。ACT判定や小系列加算の基準となります
初回購入	会員登録時（CP登録・LP追加登録）に購入する商品及びそのポイント。リクルートボーナスの計算基準となります
AS（オートシップ）	商品を毎月継続して購入する方法
小系列	その月、左右のダウンラインでポイント数が少ない方
大系列	その月、左右のダウンラインでポイント数が多い方
アップライン	基準となる会員より上に続く組織・系列
ダウンライン	基準となる会員より下に続く組織・系列
バイナリー（バイナリーマップ）	1つのポジションから左右2つのポジションが配置される2系列の組織構造。バイナリーボーナス、ビッグレグボーナス、タイトル判定に使用します
紹介者系列（ユニレベル）	スポンサーの直下に直接紹介したポジションが配置される多系列の組織構造。マッチングボーナスの計算に使用します

用語	定義
タイトル	当月のCPの小系列ポイント・直紹介ACT数・プレゼンターACT数・育成条件に基づき判定される会員の等級。ASC・S-ASC・MGR・S-MGR・DIR・E-DIRの6段階
コンプレッション	非ACTをスキップして組織を圧縮する処理
仮登録	プレオープン期間中（2026年4月1日～6月30日）に申込書面を提出して受付された状態。本登録前のため、この段階ではボーナス・実績計上・商品発送は発生しません
本登録	2026年6月末日までに登録料・初回購入代金の決済が完了し、契約が正式に成立した状態。プレオープン登録者の本登録月度は一律2026年6月として扱います
EMARGEN Premier Club メンバー	シェアリングボーナスBの受給資格保有者。対象期間（直近6ヶ月）の間に、E-DIRタイトルを2回以上達成した会員

3. 取扱商品

項目	内容
商品名	Dual Code Vital Nuclea（デュアルコードバイタルニュークレア）
種類	水溶性核酸配合スティック型ゼリー（核酸含有ゼリー食品）
内容量	20g × 60本（1箱）
価格（税込） / ポイント	¥12,960 / 10,000P

主な配合成分：水溶性核酸（サケ白子由来DNA・ビール酵母由来RNA）、ヒアルロン酸、PQQ、エラスチン、コラーゲンペプチド、ビタミンC、フラクトオリゴ糖、ビタミンB群（葉酸含む）、コンドロイチン、ミネラル（亜鉛・銅・クロム・セレン）

4. 会員登録

4-1. PM（プレミアムメンバー）登録条件

- 1) 個人の場合は、満22歳以上の成人に限り会員登録ができます。ただし、文部科学省の認定校に在籍する学生は会員登録ができません。
- 2) 法人の場合は、その代表者（満22歳以上、学生不可）名義で会員登録ができます。その際は、発行3ヶ月以内の登記簿謄本をカスタマーセンター宛にご提出ください。

3) 個人の場合は、原則として国内在住の日本国籍を有する者が対象ですが、日本に在留資格を得ている外国籍者は、外国人登録証の提出により会員登録ができます。

4) 以下に定める者は、会員登録ができません。

- ① 組織暴力団関係者、破産者
- ② 成年被後見人、被保佐人
- ③ 懲役又は禁固の刑に処せられた者
- ④ 国家公務員、地方公務員
- ⑤ 住所不定の者
- ⑥ 以前、会員登録をしており、何らかの理由で除名処分になった者
- ⑦ クーリング・オフ及び退会手続完了日から起算して6ヶ月以上経過していない者
- ⑧ 既に会員資格を有する者（重複登録不可）
- ⑨ その他、会員として不適格と当社が判断した者

5) 会員登録資格のない者が、後に会員登録したことが判明した場合は、その時点で除名処分となります。

6) 同一会員が複数のCPを持つこと（重複登録）はできません。ただし、LPは同時アクティブ上限15個まで持つことができます。

4-2. FM（ファンメンバー）登録条件

1) 登録条件は、満20歳以上です。ただし上記4-1の4)の④以外の項目に該当する方は登録できません。

2) 商品の小売り販売を含め、本ビジネスを行うことはできません。また、ボーナス取得権利がありません。

3) FMからPMへ変更する場合は、PM登録申請書にてPMとして新規登録し直す必要があります。変更前のFM資格は失効となります。

4-3. 会員登録申請の手順と特定負担

会員登録の際は、特定負担として指定商品のご購入及び会員登録申請書のご提出が必要です。

■ PM（プレミアムメンバー）の初回購入

項目	内容
商品	Dual Code Vital Nuclea 2箱
商品代金（税込）	¥25,920
付与ポイント	10,000P
登録料（税込）	¥4,080
合計（税込）	¥30,000

登録料の内訳：会員サイト利用料、送料、スタートアップバック

スタートアップバックについて：スタートアップバックには各種申請書、製品リーフレット、返信用封筒等が含まれ、初回購入時（PM・LP共通）に商品と同梱されます。

■ FM（ファンメンバー）の初回購入

項目	内容
商品	任意商品1点以上
金額	任意商品の価格
ポイント	商品に付帯するポイント
送料	別途

■ 登録手続き

1) スポンサーから概要書面を受領し、書面及び口頭にて説明を受ける必要があります。登録者本人は内容を十分にご理解いただいた上で、以下の項目について今一度ご確認ください。

- ① 本ビジネスの目的について
- ② 会員の権利について
- ③ 商品代金（特定負担）について
- ④ 当社の取扱商品について
- ⑤ クーリング・オフを含む会員契約の解除について
- ⑥ 特定利益について
- ⑦ 会員登録申請書の本人控及び契約書面を会員契約の控えとし、申請者本人が保管しなければならないこと
- ⑧ ビジネス活動を行うにあたって、禁止事項・その他規約を遵守しなければならないこと

2) 会員登録申請書に申請内容を漏れなく記入・自署し、カスタマーセンターへ郵送又はFAXしてください。

3) 初回購入の支払合計金額を以下のいずれかの方法にてお支払いください。

支払方法	内容
銀行振込	当社指定口座へお振込ください。 振込手数料はご本人負担です。
クレジットカード	当社指定のクレジットカード決済 をご利用いただけます。

※振込先口座は別途ご案内いたします。

4) 会員登録申請書の本人控は大切に保管してください。

5) 上記2) 及び3) を当社にて確認後、遅滞なく商品を発送します。同梱の契約書面（契約完了のお知らせ、本書面、納品書）は、ご確認の上大切に保管してください。

4-4. 会員の有効期限

会員資格の有効期間は、**最後にCPで商品を購入してから1年間**です（有効期限の判定はCPポジションでの購入のみを対象とし、LP・AM価格での購入は対象外）。また、登録者本人からの申出による退会の場合も、会員登録が失効します。失効したポジションヘダウンライン会員からの繰り上げは行いません。また、CPが失効した場合は登録されているすべてのLPも同時に失効します。

4-5. LP（リンクポジション）について

PM会員は、CP（メインとなるポジション）を登録し、必要に応じてLP（追加となるポジション）を登録することができます。

- 1) LPはスポンサーになることが可能です。LPはPMのみ登録することができます。
- 2) **LPは、ご自身のCPまたはLPからの追加登録のみ可能です。**ご自身のCP・LPから、他の会員のLPを紹介することはできません。LPのスポンサーは常にご自身のCP IDまたはLP IDとなります。
- 3) IDNo.は、CPをIDNo.-001とし、LPはIDNo.-002から登録順にナンバリングされます。LPはCPと同じように条件を満たすことにより、ボーナスを得ることができます。
- 4) 登録名義及びボーナス振込口座はCPと同一とします。
- 5) LPのAS購入は任意です。
- 6) LPの追加登録費用は、PM初回購入（入会パック）と同一の¥30,000（税込）です。
- 7) LPは各々登録を解約することができます。ただし、CPの会員資格が失効した場合は、すべてのLPの会員資格も同時に失効します。
- 8) 解除・失効したLPのIDはバイナリー上に非アクティブとして永久残留し、新規取得時は次番号を採番します。
- 9) LPの同時アクティブ上限は15個です。解除・失効済みのLPは上限カウントに含まれません。

4-6. その他

- 1) 会員資格は原則として譲渡できません。ただし、会員が死亡した場合に限り、法定相続人が事案発生日より3ヶ月以内に当社に書面で届け出、当社承認後、会員資格を譲渡することができます。期間内に申し出のない場合は相続を放棄したものとみなし、自動退会となります。
- 2) ボーナスの振込は、会員登録を行ったご本人名義の口座にて行います。LPのボーナス振込口座はCPと同一とします。
- 3) 登録した会員情報に変更があった場合は、速やかにカスタマーセンターへご連絡ください。

5. 商品購入方法

5-1. AS（オートシップ）購入について

- 1) 会員登録と同時にAS購入のお申込ができます。PM・FM共にAS購入は任意です。
- 2) AS購入の決済方法・決済日は別途ご案内いたします。
- 3) 何らかの事由により決済が不能となった場合は、当社より会員に通知いたします。当月末日までに別手段でお支払いがない場合は当月購入なしとなります。
- 4) 2ヶ月連続で決済不能の場合は、ASを強制停止します。
- 5) AS購入を変更・再開・中止する場合は、所定の申請にて受付いたします。締切は変更月の前月の所定締切日までとなります。

6) ご本人都合（長期不在・移転・受取拒否等）により商品を受取られなかった場合は、当社にてお預かりします。当月内に再配達依頼がない場合は返品扱いとし、返品手数料（販売金額の10%）を控除して返金します。

5-2. スポット購入（追加購入）について

- 1) AS購入以外の追加購入は、随時TEL又はFAXにてご注文いただけます。
- 2) 実績計上ルールは月末締めです。
- 3) 送料体系は別途ご案内いたします。IDNo.・送付先・支払方法が同一の場合は同梱発送をいたします。

5-3. 小売販売について

- 1) 当社取扱商品を小売販売する際は、代金受領時に当社所定の「商品購入契約書」を必ず交付しなければなりません。
- 2) PM会員は希望小売価格で当社取扱商品を小売販売することができます。FM会員は小売販売をすることはできません。
- 3) AM（エージェントメンバー）は、対面販売に限り、希望小売価格を遵守して小売販売をすることができます。
- 4) いかなる会員も、インターネットを通じて当社製品を販売することはできません。フリマアプリ、ネットオークション、ECサイト等を含みます。

5-4. AM（エージェントメンバー）購入について

AM資格を保有する会員は、AM価格（卸売価格）での購入が可能です。AM資格はMGR以上のタイトル保有者が当社の承認を得て認定されます。AM購入の詳細はAM概念定義書・AMガイドラインに定めます。

項目	内容
AM価格	¥9,720/箱（税込）
購入単位	6箱×nセット
P付与	5,000P/箱（通常10,000Pの50%）
ACT判定	AM購入Pも算入
グループP計上	注文者のポジションに計上。通常購入と同一フローで処理
小系列加算	通常購入と同様、自己購入が10,000Pを超過した場合、超過分は小系列側に加算
会社総売上P	AM購入Pも算入（シェアリングボーナス原資の計算に含まれる）
月間上限	なし
注文方法	AM注文書またはWEB購入

AM購入の利用条件：

- 1) AM保持者本人が直接購入する場合のほか、AM保持者のバイナリー傘下（全ダウンライン）に属するPM・FMも、AM保持者の承認を得てAM価格で購入することができます。
- 2) AM価格での注文には、AM保持者の承認が必要です（会社承認+AM保持者承認の二段階ゲート）。
- 3) AM価格で購入した製品のポイント計上・小系列加算・会社総売上P算入は、すべて通常購入と同ルールで処理されます（上記表を参照）。付与ポイントが通常購入の50%（5,000P/箱）である点のみが異なります。
- 4) AM価格で購入した製品を小売販売する場合は、希望小売価格を遵守し、対面販売に限ります。ネット販売は不可です。
- 5) AM制度の用途制限・禁止事項・資格取消し基準の詳細はAMガイドラインに定めます。

6. ボーナス制度（特定利益）

会員は当社商品の紹介活動をすることにより、当社が定めたボーナスを受け取ることができます。

6-1. ボーナス規定

- 1) ボーナスは毎月末締めにて、**翌月25日**に指定口座へ振込みます。ボーナス支払日が金融機関休業日の場合は、翌営業日を支払日とします。
- 2) ボーナス計算は、商品に設定されたポイントにて計算します。算出されたボーナスは、1P=1円と換算します。算出されたボーナス金額は税込金額です。
- 3) ボーナス振込額は、以下のとおり計算します。

計算項目	内容
振込額	ボーナス発生額 - 源泉徴収額 - 事務手数料
事務手数料	550円（税込）／1振込
最低支払額	3,000円。当月のボーナス発生額合計が3,000円未満の場合は翌月以降へ繰越し、3,000円以上になった時点で支払います
源泉徴収	同一支払日のボーナス支払合計額（CP・LP合算）が月額12万円を超える場合、12万円を控除した金額に10.21%を乗じた額を源泉徴収します

- 4) 同一会員のCP・LPのボーナスを合算して支払います。事務手数料は1会員分のみのご請求となります。
- 5) 法人登録の場合は、法人において税務申告を行うものとし、源泉徴収を行いません。
- 6) ボーナス支払後に、返品・解約等を行った場合は、過払いとなった金額を翌月以降のボーナス支払時にマイナス計上し精算します。支払明細上マイナスが生じた場合は、書面により通知します。当社が指定した期日までに当社指定口座までお振込ください。

6-2. ボーナス取得基本条件

リクルートボーナスを除く、すべてのボーナスが支払われるための共通条件です。

【CP・LPの場合】以下の2つを両方満たすこと。

- 1) 当月において当該ポジションがACT（自己購入10,000P以上）であること。
- 2) 当該ポジションからの直紹介ACTが2名以上いること（当該ポジションを直接のスポンサーとして登録された会員のCPのうち、当月ACT状態にあるCPが2名以上）。左右の系列は問いません。CP・LPそれぞれのポジションごとに判定します。

※リクルートボーナス（紹介・育成）はACT条件のみで取得可能です。直紹介ACT2名条件は不要です。

6-3. 組織構築方法

ボーナス集計に使用する組織は、紹介者系列とバイナリーマップの2種類です。

- 1) **紹介者系列（ユニレベル）**：スポンサーの直下にあなたの直紹介者が配置されます。マッチングボーナスの計算に使用します。
- 2) **バイナリーマップ**：1つのポジションから左右2つのポジションが配置される2系列の組織です。紹介者（スポンサー）が配置先を指定します。配置範囲は紹介者の配下であればどこでも可能です。バイナリーボーナス、ビッグレグボーナス、タイトル判定に使用します。

6-4. リクルートボーナス

紹介ボーナス

あなたが直接紹介した会員のPMポジション登録（CP登録・LP追加登録）1件につき、**直紹介者の初回購入ポイントの100%相当額**（1P=¥1換算）を取得できるボーナスです。

項目	内容
適用単位	ポジション単位（CP・LPそれぞれのポジションから紹介した場合、各ポジションで個別に発生）
取得条件	当月において当該ポジションがACTであること
集計方法	当該ポジションが当月に直接紹介し、登録完了した新規PMポジション（CP・LP）を1件ずつカウント。回数制限なし
計算方法	直紹介者の初回購入ポイント × 100% × ¥1
計算例	通常PM登録（10,000P付与）1件の場合 → 10,000円

育成ボーナス

あなたが直接紹介したPMが、新規PMポジション（CP・LP）を紹介した際、1件につき**当該ポジションの初回購入ポイントの50%相当額**（1P=¥1換算）を取得できるボーナスです。FM紹介は対象外です。

項目	内容
適用単位	ポジション単位（CP・LPそれぞれのポジションで個別に発生）
取得条件	当月において当該ポジションがACTであること
集計方法	当該ポジションの直紹介PMが当月中に新規登録した新規PMポジション（CP・LP）を1件ずつカウント。回数制限なし
計算方法	当該ポジションの初回購入ポイント × 50% × ¥1
計算例	通常PM登録（10,000P付与）1件の場合 → 5,000円

6-5. バイナリーボーナス

あなたのバイナリーマップにおける当月の小系列ポイントに応じて、段階的にボーナスを取得できます。タイトルに応じて取得できる段階が異なります。

項目	内容
適用単位	ポジション単位（CP・LP各ポジションに個別適用）
取得条件	ボーナス取得基本条件を満たしていること
集計方法	当該ポジションのバイナリーマップにおける当月の小系列ポイントを集計（算出手順は別途定義）
計算方法	下記の段階表に従い、小系列ポイントを各段階の閾値で割り、サイクル回数分のボーナスを加算（1st → 2nd → 3rd → 4thの順）
月間上限	1ポジションあたり ¥1,000,000

※ 自己購入ポイントの扱いについては、下記「小系列ポイントの算出方法」に定めます。

小系列ポイントの算出方法

当月の小系列ポイントは、以下の手順で算出します。

- 当該ポジションのバイナリーダウンラインにおけるPM・FMの全購入ポイントを左右それぞれ合計し、**前月からの繰越ポイントを加算**したうえで、少ない方を「小系列」、多い方を「大系列」と判定する。
※ ACT／非ACTを問わず、当月の全購入ポイント（スポット購入を含む）を集計対象とする。
- 当該ポジションの当月自己購入ポイントが**10,001P以上**ある場合、10,000Pを超えた分（自己購入P - 10,000P）を手順1で判定した**小系列側に加算**する。
例：自己購入10,000P → 加算なし／20,000P → 10,000P加算／60,000P → 50,000P加算
- 手順2の加算結果に基づき、最終的に**ポイントが少ない方の系列を「小系列」、多い方を「大系列」と**確定する。手順2の加算により左右が逆転する場合があります。

バイナリーボーナス段階

段階	小系列P	ボーナス/回	上限回数	最大額	累積最大額	タイトル制限
1st	30,000P	¥6,000	20回	¥120,000	¥120,000	なし
2nd	40,000P	¥5,000	40回	¥200,000	¥320,000	なし
3rd	60,000P	¥4,000	80回	¥320,000	¥640,000	MGR以上
4th	80,000P	¥3,000	120回	¥360,000	¥1,000,000	DIR以上

タイトル別取得可能段階

タイトル	取得可能段階	最大ボーナス
タイトルなし / ASC / S-ASC	1st - 2nd	¥320,000
MGR / S-MGR	1st - 3rd	¥640,000
DIR / E-DIR	1st - 4th	¥1,000,000

繰越ルール：

- 左右両系列において、当月のサイクルで消化しきれなかったポイントは翌月に繰越します。
- 当該ポジションがACT状態を継続している限り、直紹介ACTが2名未満（ボーナス取得基本条件未達）の月も、左右グループポイントは翌月へ繰越されます。
- 当該ポジションが非ACT（自己購入10,000P未満）となった月は、繰越ポイントはリセットされます。
- 繰越ポイントは左右そのまま加算され、翌月の小系列・大系列の判定において左右が逆転することがあります。

計算例：MGRで小系列P 150,000Pの場合

- 1st：150,000P ÷ 30,000P = 5回 → ¥6,000 × 5回 = ¥30,000
- 2nd：残150,000P ÷ 40,000P = 3回（残30,000P繰越） → ¥5,000 × 3回 = ¥15,000
- 3rd：段階未達のため取得なし
- 合計：¥45,000

6-6. マッチングボーナス

あなたの紹介者系列（ユニレベル）における直紹介者のバイナリーボーナス取得額に対して、タイトルに応じた割合を取得できるボーナスです。

項目	内容
適用単位	ポジション単位（CP・LP各ポジションに個別適用）
取得条件	ボーナス取得基本条件を満たし、自身がバイナリーボーナスを取得していること
集計方法	当該ポジションの直紹介PMポジションを1L（第1世代）とし、その傘下を紹介者系列（ユニレベル）に沿って最大5Lまで下位をたどる。各レベルの対象ポジションが取得したバイナリーボーナス額を集計する

項目	内容
計算方法	各レベルの対象バイナリーボーナス額 × 自身のタイトルに対応する取得率（下表）

タイトル別取得率

タイトル	1L	2L	3L	4L	5L	合計
タイトルなし	30%	-	-	-	-	30%
ASC	30%	-	-	-	-	30%
S-ASC	30%	-	-	-	-	30%
MGR	30%	10%	-	-	-	40%
S-MGR	30%	18%	10%	-	-	58%
DIR	30%	18%	15%	5%	-	68%
E-DIR	30%	18%	15%	12%	5%	80%

バイナリー段階制限： マッチングボーナスの計算対象となる対象者のバイナリーボーナス額は、自身のタイトルでバイナリーボーナスを取得可能な段階の範囲内に制限されます。対象者が自身より上位の段階でバイナリーを取得していても、自身が取得不能な段階分は計算対象から除外されず。

自身のタイトル	マッチング対象となる対象者バイナリー段階
タイトルなし / ASC / S-ASC	1st-2ndのみ
MGR / S-MGR	1st-3rdまで
DIR / E-DIR	1st-4th（全段階）

コンプレッション規定： 当月、あなたの直紹介者がバイナリーボーナスを取得していない場合又は非ACTの場合、該当者をスキップし、その下のレベルをたどって初めてバイナリーボーナスを取得しているポジションを対象として計算します。

計算例： S-MGRで、1L直紹介者3名の当月バイナリー計 ¥300,000、2L対象者計 ¥500,000、3L対象者計 ¥200,000 の場合

- 1L：¥300,000 × 30% = ¥90,000
- 2L：¥500,000 × 18% = ¥90,000
- 3L：¥200,000 × 10% = ¥20,000
- 合計：¥200,000

6-7. ビッグレグボーナス

バイナリーのサイクル消化後の大系列残ポイントに対して、タイトルに応じた割合を取得できるボーナスです。ただし、バイナリーボーナスの一定割合が上限となります。

項目	内容
適用単位	ポジション単位（CP・LP各ポジションに個別適用）

項目	内容
取得条件	ボーナス取得基本条件を満たし、ASC以上のタイトルを保持し、当該ポジションがバイナリーボーナスを取得していること
集計方法	当該ポジションのバイナリーサイクル消化後の大系列残ポイントを集計
計算方法	大系列残P × 取得率（下表） × ¥1。ただし当該ポジションのバイナリーボーナス × 取得上限率 を超える場合は当該上限額まで

タイトル別取得率・上限

タイトル	取得率	取得上限
ASC	1.0%	バイナリーボーナスの50%
S-ASC	1.25%	バイナリーボーナスの47.5%
MGR	1.5%	バイナリーボーナスの45%
S-MGR	2.0%	バイナリーボーナスの40%
DIR	2.5%	バイナリーボーナスの35%
E-DIR	3.0%	バイナリーボーナスの30%

計算例： MGRで、当該ポジションの大系列残P 1,000,000P、当月バイナリーボーナス ¥300,000 の場合

- 理論額：1,000,000P × 1.5% × ¥1 = ¥15,000
- 上限額：¥300,000 × 45% = ¥135,000
- 取得額：¥15,000（理論額が上限内のため）

6-8. 昇格ボーナス

該当タイトルに初めて昇格した際、1回限り取得できるボーナスです。

項目	内容
適用単位	会員単位（CPのタイトル実績に基づき発生。LPでは発生しない）
取得条件	該当タイトルに初めて到達し、当月のタイトル判定で該当タイトルとして確定すること
集計方法	会員（CP）のタイトル履歴を参照し、初回到達時のみ発生（再降格後の再達成では発生しない）
計算方法	下表の固定額を一括支給

昇格ボーナス額

タイトル	昇格ボーナス
ASC	¥10,000
S-ASC	¥30,000

多段階昇格時の取扱い：1ヶ月で複数タイトルを同時に達成した場合（例：タイトルなしから一気にMGRまで昇格）は、各タイトルで未受領の昇格ボーナスを**累計して支払います**。ただし、既に受領済みのタイトルに対して再度ボーナスは発生しません。

計算例：

- 未保有からASCへ昇格 → ¥10,000
- 未保有からS-ASCへ一気に昇格 → ¥10,000 (ASC分) + ¥30,000 (S-ASC分) = **¥40,000**
- 未保有からMGR以上へ一気に昇格 → ¥10,000 + ¥30,000 = **¥40,000** (MGR以上の昇格ボーナスは0円のため)
- ASC保有者がMGRへ昇格 → ¥30,000 (S-ASC分のみ。ASC分は受領済のため)

※降格後に同一タイトルを再達成しても、既に受領済の昇格ボーナスは再支給されません。

6-9. シェアリングボーナス

シェアリングボーナスA（毎月）

会社総売上ポイントの1%を原資とし、口数に応じて均等分配するボーナスです。

項目	内容
適用単位	会員単位（CPでのみ報酬発生。LPは独立しては受取らない）
取得条件	ボーナス取得基本条件を満たすこと
原資	会社総売上ポイントの1%
集計方法（口数の算出）	当該会員が保有する全ポジション（CPおよび全LP）からスポンサーとして紹介した 他会員のCP 、および当該会員が追加登録した 自身のLP のうち、 当月ACT状態にあるポジション数 を会員単位で合算する。10ポジションごとに1口、端数切り捨て
計算方法	原資 ÷ 全対象会員の口数合計 × 当該会員の口数
計算例	合算ACT直紹介ポジション数9 → 0口（分配対象外） / 10 → 1口 / 25 → 2口
頻度	毎月

※当月ACT直紹介ポジション数が10未満の場合は0口となり、分配対象外です。

シェアリングボーナスB（半期）

会社総売上ポイントの2%を原資とし、EMARGEN Premier Club メンバーに年2回（6月・12月）均等分配するボーナスです。**2026年6月度計算（2026年12月振込）から運用を開始します**。

項目	内容
適用単位	会員単位（CPでのみ報酬発生。LPは対象外）
取得条件	EMARGEN Premier Club メンバー（対象期間の直近6ヶ月以内にE-DIRタイトルを2回以上達成）であり、かつ分配月にCPがACT状態であること
原資	会社総売上ポイントの2%（対象期間6ヶ月累計）
集計方法	対象期間6ヶ月間の会社総売上ポイント累計に2%を乗じ、原資を算出
計算方法	原資 ÷ 対象者数（均等分配）。対象者が存在しない場合は当該回の分配は会社留保とし、翌期への繰越は行いません
頻度	年2回（6月度・12月度計算、翌月振込）
キャップ	半期分配のため60%キャップの対象外（独立支払）

6-10. タイトル制度

略称	タイトル名
ASC	アソシエイト
S-ASC	シニア・アソシエイト
MGR	マネージャー
S-MGR	シニア・マネージャー
DIR	ディレクター
E-DIR	エグゼクティブ・ディレクター

タイトル条件

タイトル	小系列P	直紹介ACT	プレゼンターACT	育成条件
ASC	140,000P	2名	-	-
S-ASC	350,000P	2名	-	-
MGR	700,000P	4名	4名	直紹介2系列でASC各1
S-MGR	2,000,000P	6名	6名	直紹介2系列でMGR各1
DIR	5,500,000P	8名	8名	直紹介2系列でS-MGR各1
E-DIR	15,000,000P	12名	12名	直紹介3系列でDIR各1

※タイトルはCPの小系列ポイントで判定します。LPのグループポイントはタイトル判定に含みません。

※タイトル条件の「直紹介ACT」は、**当該会員の全ポジション（CP及び全LP）**を直接のスポンサーとして登録された会員のCPのうち、当月ACT状態にあるCPを合算した数です（LP・AM・FMはカウント対象外）。

※「直紹介○系列で△△各1」の育成条件は、上記の直紹介ACTのうち、それぞれ異なる系列に属する会員のCPが指定タイトル以上であることを要します。

※「プレゼンターACT」は、自身のCPにプレゼンターとして記録された会員のCPのうち、当月ACT状態にあるCPの数です。スポンサーとプレゼンターが同一人物の場合、直紹介ACT・プレゼンターACTの両方にカウントされます。

※タイトルは毎月の実績で判定され、当月条件未達の場合は即座に降格します。

6-11. ボーナス調整（60%キャップ）

当月のキャップ対象ボーナス合計額が会社総売上ポイントの60%を超えた場合、払出が60%相当となるよう調整します。調整は**会社全体で判定し、全ポジションのキャップ対象ボーナスに一律の調整率を乗算**します。調整率は小数点5桁までを採用し、6桁目以下は切り捨てます。

ただし以下のボーナスはキャップ調整の対象外です。

ボーナス	キャップ扱い
バイナリー／マッチング／ビッグレグ／昇格／シェアリングA	キャップ対象
リクルートボーナス（紹介・育成）	対象外
シェアリングボーナスB	対象外（半期分配・独立支払）

7. 契約撤回（クーリング・オフ）

契約書面を受領した日、又は登録時購入分の商品を受領した日の何れか遅い方より起算して、PMは20日間、FMは8日間は、書面により自由に契約を解除（クーリング・オフ）することができます。また、その効力は書面を発信した日（郵便消印日付）から発生します。

項目	PM	FM
クーリング・オフ期間	20日間	8日間
法人の場合	クーリング・オフ不可	—

クーリング・オフを行った場合は、商品の引取費用は当社が負担し、お客様は損害賠償、違約金等を請求されることはありません。また、既に商品代金が支払われている場合は、商品が当社に到着し確認後、速やかに返金します。

上記クーリング・オフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことにより、お客様が誤認し、又は威迫され困惑したことによりクーリング・オフができなかった場合は、当社からクーリング・オフできる旨の書面を受領し、その内容について口頭で説明を受けた日から起算して、PMは20日間、FMは8日間はクーリング・オフができます。

クーリング・オフについて

※契約書面を受領した日、又は登録時購入分の商品を受領した日の何れか遅い方より起算して20日間は、書面により自由に契約を解除（クーリング・オフ）する事ができます。また、その効力は書面を発信した日（郵便消印日付）から発生します。クーリング・オフを行った場合は、商品の引取費用は当社が負担し、お客様は損害賠償、違約金等を請求される事はありません。また、既に商品代金が支払われている場合は、商品が当社に到着し確認後、速やかに返金します。ハガキにID No.、氏名、住所、電話番号、スポンサー名、申込日、商品名、商品受領日及びクーリング・オフの旨を記入の上、当社宛にご郵送ください。尚、書面を郵送される際は簡易書留の利用をお勧めします。

※上記クーリング・オフの行使を妨げるために事業者が不実の事を告げた事によりお客様が誤認し、又は威迫され困惑した事によりクーリング・オフができなかった場合は、当社からクーリング・オフできる旨の書面を受領し、その内容について口頭で説明を受けた日から起算して20日間はクーリング・オフができます。

※ファンメンバー(FM)でのご購入の場合は、契約書面を受領した日、又は登録時購入分の商品を受領した日の何れか遅い方より起算して8日間は、書面により自由に契約を解除（クーリング・オフ）する事ができます。

<クーリング・オフ ハガキ送付先>

〒104-0061

東京都中央区銀座4丁目14番15号

EMARGEN 株式会社 カスタマーセンター行

●住所 ●契約者（フリガナ） ●会員ID ●電話番号 ●商品購入申込日 ○年○月○日 ●クーリング・オフの製品名と金額 ●紹介者 ※上記の申込は撤回し契約は解除します。	郵便はがき
	切手 104-0016 東京都中央区 銀座4丁目14番15号 EMARGEN株式会社 カスタマーセンター行

<裏面>

<表面>

8. 中途解約・退会

8-1. 退会

会員は、何時でも書面での申し出により退会ができ、それに伴う違約金又は損害賠償の請求をされることはありません。

退会月の取扱い：退会月は退会申請書を当社が受領した月とします。退会月においては、当該月のACT・ボーナス取得条件を満たしていた場合でもボーナス支払の対象外となります。ただし、退会月の前月度以前の既に確定したボーナスが未払いである場合は、退会月の振込日に支払います。

8-2. 登録から1年以上経過している方の場合

クーリング・オフ期間終了後の辞退は、商品代金の返金及びボーナスの支払いは一切いたしません。

8-3. 登録から1年未満の方の場合

1) 商品を受取ってから90日以内の商品があれば原則として精算いたします。ただし、その商品を売却したり、使用したり、消費している場合及び故意・過失により商品を滅失・毀損した場合は除きます。法人会員には返品は認められません。

2) 上記1)により返品が生じた場合は、その商品の引渡し又は返品の状況に応じて、以下の解約手数料をいただきます。

対象	解約手数料
契約だけでまだ引渡していない商品	その代金の10%
返品された商品	その代金の10%
返品されない商品	その代金全額

3) キャンセルした商品の購入から発生しているボーナスはご返金いただきます。

- 4) 上記2) 及び3) の支払いの遅れには法定の遅延損害金が発生します。
- 5) AS購入を行っている場合は、会員資格失効月の前月の所定締切日までにAS購入を中止していない場合は、当該月のAS購入商品代金の決済が実施される場合があります。その際には上記1) 及び2) と同様に扱います。

8-4. 再登録

会員は、会員登録の抹消、クーリング・オフを含む契約の解除を行った場合や会員資格を失効した場合は、6ヶ月間は再登録できません。ただし、除名の場合は、再登録できません。再登録の場合は、新たなポジションでの会員登録となります。

8-5. 返品・交換

商品の返品・交換は、原則としてできません。ただし、未使用商品に瑕疵等がある場合は対応しますので、当社まで速やかにご連絡ください。商品受取日から90日以上経過したものについては、対応できませんのでご注意ください。

9. 倫理綱領

9-1. 特定商取引に関する法律に定められた禁止行為

本ビジネスの説明・勧誘・契約の締結を行うにあたって、以下の事項を行うこと及び以下の事項を教唆することは禁止されています。禁止事項を行った場合は、その行為者が法律により罰せられます。

1. 勧誘に先立ち、勧誘の相手方に以下の事項を明示しないこと
 - 1) 当社の名称
 - 2) スポンサーの氏名
 - 3) 特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘する目的である旨
 - 4) 本ビジネスに係る商品の種類
2. 以下の事項について不実告知（事実でないことを告げる）や、事実不告知（故意に事実を告げない）となる行為、若しくは以下の事項について書面及び口頭にて説明を行わないこと
 - 1) 商品の種類、品質等
 - 2) 商品の販売価格
 - 3) 商品代金の支払時期及び支払方法
 - 4) 本ビジネスの条件とされる特定負担
 - 5) 本ビジネスの契約解除（クーリング・オフを含む）
 - 6) 当該売買契約の申込の撤回又は当該売買契約の解除に関する事項
 - 7) 本ビジネスに関わる特定利益
 - 8) 顧客が当該売買契約の締結を必要とする事情に関する事項
 - 9) その他、相手方の判断に影響を及ぼす重要な事項
3. 契約を締結させるため、又は契約の解除を妨げるため、相手方に威迫、困惑を与える行為
4. 契約の解除を妨げるため、相手方に不実告知又は事実不告知を行うこと

5. 概要書面を交付しないこと
6. 概要書面のスポンサー記入欄にスポンサーの氏名・住所・電話番号を記載しないこと、若しくは虚偽の記載をすること
7. 当社取扱商品のご案内、説明会等の催事への参加を強要すること
8. 目的を明示せず、一般の人が出入りしない場所で勧誘すること
9. 会員登録申請書に虚偽の記載を行うこと
10. 稀有な成功例や非現実的な収入例を引用し、あたかも確実に成功するかのとき印象を与えて勧誘すること

9-2. 当社が定める禁止行為

以下の事項は当社が定める禁止行為であり、本人が行うことはもちろんのこと、他の会員を教唆することも禁止します。

1. 消費者金融等の利用による商品購入を勧めること、又は会員間で金銭を貸借すること若しくは融資の斡旋を行うこと
2. 射幸心をあおる話し方をしたり、成功の困難さを言及せずにビジネス活動を行うこと
3. 「絶対に儲かる」「必ず成功する」等、あたかも参加するだけで必ず利益が発生するかのごとく誇大な表現をすること
4. ボーナス明細を見せて勧誘すること
5. あたかも公的機関から何らかの承認を受けているかのように勧誘を行うこと
6. 会員登録の意思がないと既に表明している方に対し、長時間にわたり、又は繰り返し強引に説得を行うこと
7. 心理的又は精神的不安状態に陥らせる等の行為をもって勧誘すること
8. 道路・その他の公共の場所において、相手方の進路に立ちふさがり、又は相手方につきまとい勧誘すること。キャッチセールスやビラ配り等を行うこと
9. 当社の承認なしに、当社の名称、ロゴ、商標、著作物をコピー又は転写すること。これらを使用した資料、文書、名刺等を作成すること
10. 当社の承認を得ずに、雑誌、インターネット、SNS、ラジオ、テレビ、折込広告、DM等のメディアを用いて、本ビジネスの宣伝広告を行うこと
11. いかなる会員もEMARGEN製品のインターネット販売を行うこと（フリマアプリ、ネットオークション、ECサイト等を含む）
12. 夜9時以降の深夜、若しくは朝8時以前の早朝に、相手の同意なしにビジネス活動を行うこと
13. 会員登録条件を満たさない者に対し会員登録を働きかけること
14. 未成年者及びその他の者の判断力不足に乗じ、契約を締結させること
15. 代筆、名義の貸借、架空名義、相手に無断での書類作成、虚偽事項の記載を行うこと
16. ビジネスプランに定められていない事項を、会員本人の裁量で取引の相手方に口頭で約束すること
17. 会員登録申請書の本人控を、申請者本人に渡さないこと
18. 会員が当社の役員又は従業員と名乗ること
19. 商品の効能・効果を断定的に謳うなど、薬機法に抵触する説明をすること。「〇〇が治る」「〇〇に効く」「若返り」「アンチエイジング」等の表現を含む
20. 会員が会員組織の中に特定派閥を設け、互いの利益を損ねたり、攻撃したりすること
21. 当社の発行する書面の内容を改ざんすること。当社主催の大会、説明会等において、当社の許可なく録画・録音すること

22. SNS・メッセージアプリ等を通じて、面識のない不特定多数に対しビジネス勧誘のDMを送信すること
23. AIを用いて当社製品の効果を裏付ける虚偽の証言・画像・動画を生成し、勧誘に使用すること
24. 当社及び本ビジネス、他の会員のイメージを傷つける行為。その他、公序良俗に反する行為をすること

9-3. 会員の責務

会員登録をしたことにより、必ずビジネス活動をしなければならないという義務はありません。ただし、ビジネス活動を行う際は、概要書面・契約書面の内容に基づき、すべての規定を遵守しなければなりません。

1. ビジネス活動に伴い紛争が生じた場合は、その解決方法等はすべて当社の指示に従うものとします。
2. ビジネス活動に伴い消費者問題が生じた場合は、当該ビジネス活動を行った会員及びその会員を指導・管理・監督すべき立場にある会員は、すべてその責任と費用で解決し、当社には何らの迷惑もかけないことを確約し保証するものとします。
3. 会員は独立した事業主として、自身の事業決定、収入及び支出に関する責任を負います。
4. 会員は、特定商取引法、割賦販売法、所得税法、薬機法、個人情報保護法その他の関連法規を遵守しなければなりません。
5. 会員は、本ビジネスによる所得を毎年確定申告し、日本国内の税法に従い納税する義務を負います。
6. 会員は、自己が紹介したダウンライン会員に対し、本倫理綱領及び関連規定の内容を正確に伝え、適切な指導を行う責務を負います。
7. ビジネス活動において、本人の氏名・住所・電話番号を明記した概要書面を交付し、本ビジネスの内容について書面及び口頭で十分に説明を行ってください。
8. 会員が製品の体感を他者に共有する場合は、「私の場合は」等の表現を用い、個人の感想であることを明示しなければなりません。

9-4. 会員資格の停止・取消し・処分

当社の審査により、会員が以下の事項のいずれかに該当する、又は該当事由の発生に指導・管理・監督責任があると判断した場合は、制裁措置を科すことがあります。

1. 当社の定める禁止事項、規約、概要書面の条項に違反した場合
2. 特定商取引に関する法律及び関連法規に違反した場合
3. 消費者センター及びその他公的機関の指導を受けるなどの消費者問題を引き起こした場合
4. 会員間で金銭問題等の重大な紛争を引き起こした場合
5. 当社の名誉を毀損し又は社会的信用を失わせる言動を行った場合
6. 他の連鎖販売組織に勧誘した場合
7. その他、会員として相応しくない発言、行為をしたと当社が判断した場合

制裁措置の内容

措置	内容
厳重注意	文書による警告

措置	内容
活動制限	新規勧誘活動・当社施設立入・セミナー参加等の禁止
資格停止	上記に加え製品購入の禁止。ボーナス不支給
除名	会員資格の永久剥奪。処分日以降のボーナス不支給。再登録不可

当社は、制裁措置を科す場合は、事実を確認の上、会員に弁明の機会を付与します。制裁措置に不服がある場合は、当社に対して書面で異議を申し立てることができます。

10. 個人情報の取扱い

10-1. 個人情報の利用目的

当社は、会員の個人情報を以下の目的で利用します。

1. 製品の配送及び代金決済
2. ボーナスの計算及び支払い
3. カスタマーサポート
4. 新商品・イベント情報の案内
5. アップライン会員の活動サポートのための情報提供（個人情報利用の同意の範囲内）

10-2. 第三者提供

以下の場合に限り、第三者に提供することがあります。

1. 管理・監督すべき立場の会員への提供（住所・電話番号を除く）
2. 業務委託先への提供
3. 裁判所、警察又はこれに準じた権限を有する機関から書面による照会があった場合

10-3. 機密保持

会員は、本ビジネスにおいて知り得た情報を、個人情報利用の目的外に使用してはなりません。また、第三者に対して開示してはなりません。ただし、正当な理由により、あらかじめ当社および該当会員の承認を得た場合は、この限りではありません。本規定はいかなる理由による退会後も拘束力を有します。

11. マイナンバーの取扱い

11-1. マイナンバーの収集

年間のボーナス支払金額が50万円を超える会員は、マイナンバーのご提出が必要です。必要に応じて当社カスタマーセンターより依頼いたします。法人の場合は、法人番号のみをカスタマーセンターまでご連絡ください。

マイナンバーのご提出がない場合は、ボーナスの支払停止及びボーナスの返還請求などの措置を講じることがあります。

クーリング・オフを含む契約解除等により会員資格を失効した場合は、マイナンバー情報を廃棄します。

11-2. 利用目的及び第三者提供

当社は、税務処理上の書類作成（支払調書作成事務）のためにマイナンバーを利用します。以下の場合に限り第三者に提供することがあります。

1. 税務処理業務の委託先への提供
2. 裁判所、警察又はこれに準じた権限を有する機関から書面による照会があった場合

マイナンバーは、当社マイナンバー取扱担当者が厳重に管理します。

12. 抗弁権の接続

会員は、購入契約の解除にあたり、割賦販売法のローン提携販売、信用購入あっせん、クレジットカード決済を利用した場合の商品について、支払停止の抗弁ができます。

13. その他

13-1. 概要書面・契約書面及び契約内容の改定

当社は、社会情勢の変化・経済事情の変動・各システム変更・関連法規変更及び遵守に伴い、当社が必要と判断した場合は、概要書面・契約書面及び契約内容（取扱商品・特定負担・特定利益の算出方法等）を追加・訂正・加筆等により改定することがあるものとし、当社ホームページにて告知します。告知した後、異議を唱えずにその後の取引を行った場合はそれを了承しているものとみなします。

13-2. 管轄裁判所

会員と当社との関係における一切の紛争について、当社所在地における地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

スポンサー記入欄

本ビジネスの説明をする会員は、下記にご自分の氏名・住所・電話番号を記入し、必ずこの書面を渡して内容を正しく説明してください。（法人の場合は法人名及び代表者名をご記入ください）

スポンサー名： _____

会員ID： _____

住所： 〒 _____ - _____ _____

電話番号： _____

説明日： 年 月 日

説明場所： _____

当社への各種お問い合わせはカスタマーセンターへ

カスタマーセンター TEL： [未定]

受付時間：平日10時～17時（祝日・年末年始を除く）

E-mail：info@emargen.co.jp

EMARGEN株式会社

〒104-0061 東京都中央区銀座4丁目14番15号

<https://emargen.co.jp>

E M A R G E N

Awaken your genes.

EMARGEN株式会社 | 〒104-0061 東京都中央区銀座4丁目14番15号

E-mail：info@emargen.co.jp | <https://emargen.co.jp>

© 2026 EMARGEN CO., LTD. ALL RIGHTS RESERVED.